リキシンドライシロップ小児用10%」に、「ラリキシンドライシロップ小児用20%」を「㊎　ラリキシンドライシロップ小児用20%」に、「ランツジールコーワ錠30mg」を「㊎　ランツジールコーワ錠30mg」に、「リュウガンニク」を「㊎　リュウガンニク」に、「レスタス錠２mg」を「㊎　レスタス錠２mg」に、「レバミピド錠100mg「あすか」」を「㊎　レバミピド錠100mg「あすか」」に、「レバミピド錠100mg「アメル」」を「㊎　レバミピド錠100mg「アメル」」に、「レバミピド錠100mg「ＥＭＥＣ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＥＭＥＣ」」に、「レバミピド錠100mg「ＳＮ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＳＮ」」に、「レバミピド錠100mg「ＮＰ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＮＰ」」に、「レバミピド錠100mg「ＮＰＩ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＮＰＩ」」に、「レバミピド錠100mg「ＭＥＤ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＭＥＤ」」に、「レバミピド錠100mg「ＫＲＭ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＫＲＭ」」に、「レバミピド錠100mg「ＫＴＢ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＫＴＢ」」に、「レバミピド錠100mg「ケミファ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ケミファ」」に、「レバミピド錠100mg「サワイ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「サワイ」」に、「レバミピド錠100mg「ＺＥ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＺＥ」」に、「レバミピド錠100mg「タナベ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「タナベ」」に、「レバミピド錠100mg「ＤＫ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「ＤＫ」」に、「レバミピド錠100mg「トーワ」」を「㊎　レバミピド錠100mg「トーワ」」に、「レバミピド錠100mg「日医工」」を「㊎　レバミピド錠100mg「日医工」」に、「レバミピド錠100mg「マイラン」」を「㊎　レバミピド錠100mg「マイラン」」に、「レバミピド錠100mg「明治」」を「㊎　レバミピド錠100mg「明治」」に、「レプター錠50」を「㊎　レプター錠50」に、「レプター錠100」を「㊎　レプター錠100」に改め、同表第２部注射薬の部中「㊎　アミドトリゾ酸メグルミン注射液　20mL1管」を「アミドトリゾ酸メグルミン20mL注射液　20mL1管」に、「㊎　アミドトリゾ酸メグルミン注射液　50mL1瓶」を「アミドトリゾ酸メグルミン50mL注射液　50mL1瓶」に、「㊎　アミドトリゾ酸メグルミン注射液　100mL1瓶」を「アミドトリゾ酸メグルミン100mL注射液　100mL1瓶」に、「イセシン注射液200mg」を「㊎　イセシン注射液200mg」に、「イセシン注射液400mg」を「㊎　イセシン注射液400mg」に、「イセパシン注射液200」を「㊎　イセパシン注射液200」に、「イセパシン注射液400」を「㊎　イセパシン注射液400」に、「イセパマイシン硫酸塩注射液200mg「日医工」」を「㊎　イセパマイシン硫酸塩注射液200mg「日医工」」に、「イセパマイシン硫酸塩注射液400mg「日医工」」を「㊎　イセパマイシン硫酸塩注射液400mg「日医工」」に、「エルバシン注射液200」を「㊎　エルバシン注射液200」に、「エルバシン注射液400」を「㊎　エルバシン注射液400」に、「塩酸リンコマイシン1.5ｇ５mL注射液」を「㊎　塩酸リンコマイシン注射液」に、「シオセシン注射液200」を「㊎　シオセシン注射液200」に、「シオセシン注射液400」を「㊎　シオセシン注射液400」に、「フロセミド注「ミタ」20mg」を「㊎　フロセミド注「ミタ」20mg」に、「フロセミド注20mg「タイヨー」」を「㊎　フロセミド注20mg「タイヨー」」に、「フロセミド注20mg「トーワ」」を「㊎　フロセミド注20mg「トーワ」」に、「ペランコシン注300mg」を「㊎　ペランコシン注300mg」に、「ペランコシン注600mg」を「㊎　ペランコシン注600mg」に、「ペランコシン注１ｇ」を「㊎　ペランコシン注１ｇ」に、「メロペネム点滴静注用バッグ0.5ｇ「日医工」」を「㊎　メロペネム点滴静注用バッグ0.5ｇ「日医工」」に、「メロペネム点滴静注用バッグ0.5ｇ「明治」」を「㊎　メロペネム点滴静注用バッグ0.5ｇ「明治」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「ケミファ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「ケミファ」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「サワイ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「サワイ」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「タイヨー」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「タイヨー」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「タナベ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「タナベ」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「トーワ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「トーワ」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「日医工」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「日医工」」に、「メロペネム点滴静注用0.25ｇ「明治」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.25ｇ「明治」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「ケミファ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「ケミファ」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「サワイ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「サワイ」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「タイヨー」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「タイヨー」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「タナベ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「タナベ」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「トーワ」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「トーワ」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「日医工」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「日医工」」に、「メロペネム点滴静注用0.5ｇ「明治」」を「㊎　メロペネム点滴静注用0.5ｇ「明治」」に、「硫酸ストレプトマイシン注射用１ｇ「明治」」を「㊎　硫酸ストレプトマイシン注射用１ｇ「明治」」に、「リンコシン注射液300mg」を「㊎　リンコシン注射液300mg」に、「リンコシン注射液600mg」を「㊎　リンコシン注射液600mg」に、「リンコシン注射液１ｇ」を「㊎　リンコシン注射液１ｇ」に、「リンコシン注射液1.5ｇ」を「㊎　リンコシン注射液1.5ｇ」に、「ルニアマイシン注600mg」を「㊎　ルニアマイシン注600mg」に改め、同表第３部外用薬中「ケトバミン外用液２%」を「㊎　ケトバミン外用液２%」に、「ケトバミン外用スプレー２%」を「㊎　ケトバミン外用スプレー２%」に、「ケトバミンクリーム２%」を「㊎　ケトバミンクリーム２%」に、「セボフレン吸入麻酔液」を「㊎　セボフレン吸入麻酔液」に、「ニゾラールクリーム２%」を「㊎　ニゾラールクリーム２%」に、「ニゾラールローション２%」を「㊎　ニゾラールローション２%」に、「ニトラゼンクリーム２%」を「㊎　ニトラゼンクリーム２%」に、「ニトラゼンローション２%」を「㊎　ニトラゼンローション２%」に、「パニマイシン点眼液0.3%」を「㊎　パニマイシン点眼液0.3%」に、「プルナクリーム２%」を「㊎　プルナクリーム２%」に、「プルナローション２%」を「㊎　プルナローション２%」に、「リフタマイシン点眼液0.3%」を「㊎　リフタマイシン点眼液0.3%」に改め、同表第11部追補(7)内用薬中「アムロジピン錠2.5mg「ＤＳＥＰ」」を「㊎　アムロジピン錠2.5mg「ＤＳＥＰ」」に、「アムロジピン錠５mg「ＤＳＥＰ」」を「㊎　アムロジピン錠５mg「ＤＳＥＰ」」に、「イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「ＤＳＥＰ」」を「㊎　イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「ＤＳＥＰ」」に、「イミダプリル塩酸塩錠５mg「ＤＳＥＰ」」を「㊎　イミダプリル塩酸塩錠５mg「ＤＳＥＰ」」に、「イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」」を「㊎　イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」」に改め、同表第14部追補(10)内用薬中「ソビラール錠100」を「㊎　ソビラール錠100」に改める。

○厚生労働省告示第百六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示し、平成二十三年四月一日から適用する。なお、平成十三年厚生労働省告示第八十八号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

東京都千代田区霞が関一丁目二番二号（中央合同庁舎第五号館）　厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室内

○厚生労働省告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、別表第１第２章の２の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫